



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号 損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外119名

被告 国 外1名

2014〔平成26〕年11月27日

準備書面 6

— 国の規制権限不行使の違法性の判断枠組み —

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



<目次>

第1章 規制権限不行使と国賠法上の違法性	4
第1 規制権限不行使が国賠法上の「違法」と評価される判断の枠組み	4
第2 本件における，被告国の規制権限行使のあり方	4
第2章 原子力発電所を巡る法体系及び被告国の規制権限	5
第1 はじめに ー本章の位置付け	5
第2 原子力基本法	6
1 原子力基本法の目的	6
第3 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）	6
1 原子力基本法との関係	6
2 炉規法の目的	7
3 炉規法の規制構造	8
(1) 設置許可	8
(2) 設置許可後	9
4 施設の使用停止等及び罰則	12
(1) 施設の使用停止等	12
(2) 罰則	12
5 実用発電用原子炉に対する適用除外	12
第4 電気事業法	13
1 電気事業法の目的	13
2 電気事業法の規制構造	14
(1) 電気事業の許可	14

(2) 技術基準に関する省令及び技術基準適合命令	14
(3) 工事計画及び検査	18
第5 規制主体.....	21
1 経済産業大臣.....	21
(1) 原子力安全・保安院について.....	21
(2) 独立行政法人原子力安全基盤機構.....	22
2 原子力安全委員会.....	24
(1) 原子力安全委員会の設置.....	24
(2) 原子力安全委員会の権限.....	25
第6 被告国には裁量の余地がないこと	27
1 設置許可処分に関する最高裁判決	27
(1) 平成4年10月29日判決（伊方原発訴訟判決）	27
(2) 平成4年9月22日判決（もんじゅ訴訟判決）	28
(3) 各最高裁判決が明らかにしたこと	29
2 法は住民の生命・身体や財産などの個別的利益を保護していること	30
3 万が一にも事故が起こらないよう規制権限を行使すべきであること	31
4 被告国には裁量の余地がない.....	32

第1章 規制権限不行使と国賠法上の違法性

第1 規制権限不行使が国賠法上の「違法」と評価される判断の枠組み

国または公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である（最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169頁，同平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600頁，同平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁，同平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802頁参照）。

原告らは、上記のとおり最高裁が示した判断基準を用いるべきと考える（平成26年9月18日付被告国答弁書33頁・第3.3（1）求釈明事項への回答。なお、同求釈明事項にいう『「違法」と評価する根拠となる事実』（評価根拠事実）については、別途主張する。）。

第2 本件における、被告国の規制権限行使のあり方

本件においては、原子力安全規制に関わる被告国の規制権限の不行使が問題とされているところ、関連法規の趣旨・目的・権限の性質、及び具体的事実（評価根拠事実）に照らし、被告国の規制権限は、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の知見に適合するように、適時にかつ適切に行使されるべきであった。

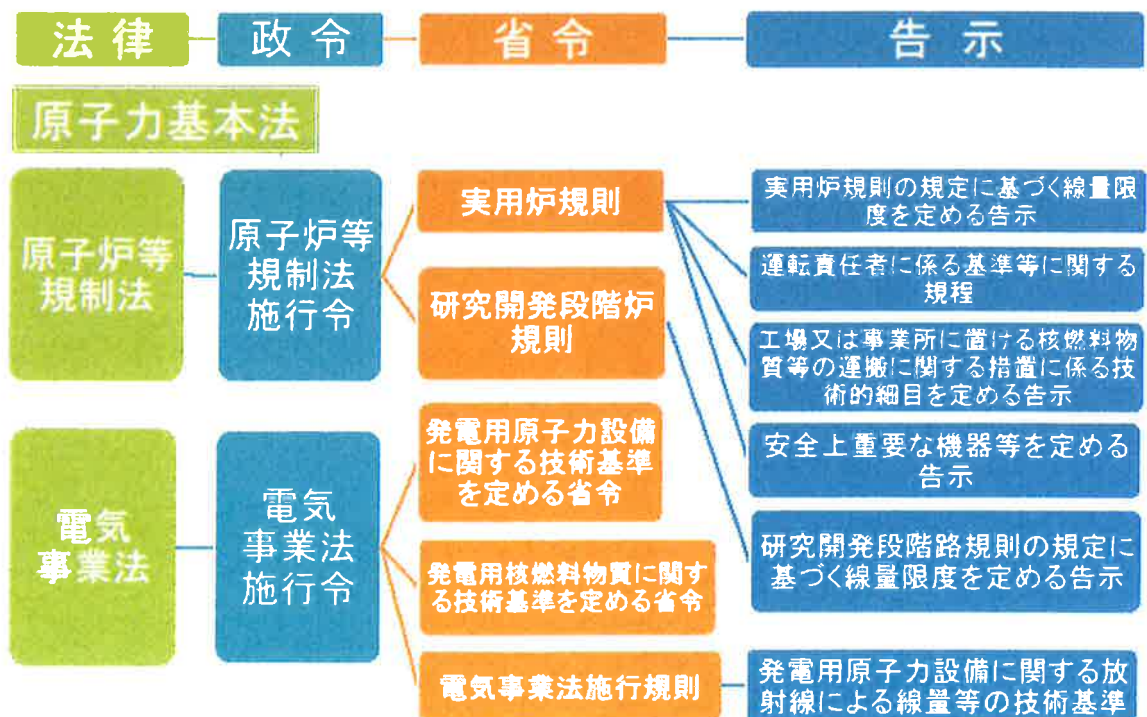
第2章 原子力発電所を巡る法体系及び被告国の規制権限

第1 はじめに 一本章の位置付け

本章では、実用発電用原子炉の安全規制が住民の生命、身体の安全、財産等の個々人の個別的利益の保護を目的としており、その保護のため、被告国の各規制権限は、原子炉の安全性が常に技術の進歩や最新の科学的知見に適合したものであるとして維持されるよう、適時かつ適切に行使されなければならない、裁量の余地のないものであることを述べる。

以下、原子力安全規制について概観しつつ論じる。

なお、この章においては、特に断りのない限り指摘する条文は本件事故当時の施行法を指すものとする。また、下線部はいずれも引用者が付したものである。



第2 原子力基本法

1 原子力基本法の目的

原子力基本法は、「この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。」(同法1条)。

そして、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」(同法2条)としている。

なお、本件事故後の改正により、同条第2項として「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」との規定が追加された。

原子力基本法(ただし、2条2項は本件事故後の改正により追加された条文である)

(目的)

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

2 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。

第3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規法)

1 原子力基本法との関係

原子力基本法14条は、原子炉の建設等につき別途法律を定めて規制を行うとしている。これを受けて定められた法律が、炉規法である。

原子力基本法

(原子炉の建設等の規制)

第十四条 原子炉を建設しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。これを改造し、又は移動しようとする者も、同様とする。

2 炉規法の目的

炉規法は、「原子力基本法の精神」(すなわち、同法の目的及び同法の定める基本方針)にのっとり、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うことを目的とする」(同法1条)。

なお、本件事故後の法改正により、炉規法1条は「この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」という内容に改正された(二重下

線部は改正により追加された主な箇所)。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うことを目的とする。

3 炉規法の規制構造

(1) 設置許可

実用発電用原子炉を設置しようとする者は、経済産業大臣からその設置許可を受けなければならない（炉規法23条1項1号）。また、設置許可申請の内容を変更しようとするときも、経済産業大臣の許可を受けなければならない（同法26条1項）。

経済産業大臣が、設置許可をするについては、「その者（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に原子炉を設置するために必要な技術的能力があり及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を的確に遂行するに足る技術的能力があること。」（同法24条1項3号）、及び「原子炉の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」（同項4号）が要求される（変更の許可申請の場合も同様である（同法26条4項））。

なお、経済産業大臣は、同法24条1項3号のうち技術的能力に係る部分に関する基準及び4号に規定する基準の適用については、あらかじめ、原子力安全委員会の意見を聴かなければならないとされている（同条2項）。

(設置の許可)

第二十三条 原子炉を設置しようとする者は、次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める大臣の許可を受けなければならない。

- 一 発電の用に供する原子炉（次号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。以下「実用発電用原子炉」という。） 経済産業大臣
- 二 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣（前項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 使用の目的
 - 三 原子炉の型式、熱出力及び基数
 - 四 原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地並びに原子炉の設置の工事を行う際の船舶の所在地）
 - 五 原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備
 - 六 原子炉施設の工事計画
 - 七 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
 - 八 使用済燃料の処分の方法

(許可の基準)

第二十四条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 三 その者（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。
- 四 原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。
- 2 主務大臣は、第二十三条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号、第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

(変更の許可及び届出等)

第二十六条 原子炉設置者は、第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない

(2) 設置許可後

ア 設計及び工事方法の認可

設置許可を受けた場合であっても、原子炉設置者は、「原子炉施設の工事

に着手する前に、原子炉施設に関する設計及び工事の方法」について、経済産業大臣の認可を受けなければならない（同法27条1項）。

イ 使用前検査

原子炉施設が完成した場合であっても、原子炉設置者は、原子炉施設の工事及び性能について、経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉施設を使用することができない（同法28条1項）。工事が上記認可を受けた設計及び方法に従って行われ、その性能が経済産業省令で定める技術基準に適合しているときは合格となる（同条2項）。

ウ 施設定期検査

また、原子炉使用開始後も、原子炉設置者は、原子炉施設の性能について、毎年1回、経済産業大臣による定期検査を受けなければならない（同法29条1項）、その性能が経済産業省令で定める技術基準に適合しているかの検査を受ける（同条2項）。

エ 運転計画等

原子炉設置者は、その他、原子炉の運転計画を作成し、届け出なければならない（同法30条）、運転、使用に関して記録し（同法34条）、保安のために必要な措置を講じなければならない（同法35条）。

（設計及び工事の方法の認可）

第二十七条 原子炉設置者は、主務省令（主務大臣の発する命令をいう。以下この章において同じ。）で定めるところにより、原子炉施設の工事に着手する前に、原子炉施設に関する設計及び工事の方法（第二十八条の二第一項に規定する原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について主務大臣の認可を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

3 主務大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

（使用前検査）

第二十八条 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、原子炉施設の工事（次条第一項に

規定する原子炉施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。)及び性能について主務大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉施設を使用してはならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、原子炉施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

二 その性能が主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(施設定期検査)

第二十九条 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、主務大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、主務省令で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の検査は、その原子炉施設の性能が主務省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(運転計画)

第三十条 原子炉設置者は、主務省令（第二十三条第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものについては文部科学省令・経済産業省令、同項第四号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては経済産業省令・国土交通省令、同項第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては文部科学省令・国土交通省令）で定めるところにより、その設置に係る原子炉（政令で定める原子炉に該当するものを除く。）の運転計画を作成し、主務大臣（同項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものについては文部科学大臣及び経済産業大臣、同項第四号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては経済産業大臣及び国土交通大臣、同項第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては文部科学大臣及び国土交通大臣）に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、この限りでない。

(記録)

第三十四条 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、原子炉の運転その他原子炉施設の使用に関し主務省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶又は原子炉設置者の事務所）に備えて置かなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第三十五条 原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、次の事項について、主務省令（外国原子力船運航者にあつては、国土交通省令）で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 原子炉施設の保全

二 原子炉の運転

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次項において同じ。）において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)

4 施設の使用停止等及び罰則

(1) 施設の使用停止等

経済産業大臣は、原子炉施設の性能が経済産業省令で定める技術基準に適合していない等と認めるときは、原子炉設置者に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる（同法36条1項）。また、この命令に違反した場合には、原子炉設置許可の取消し、又は原子炉の運転の停止を命ずることもできる（同法33条2項3号）。

（許可の取消し等）

第三十三条

2 主務大臣は、原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる。

三 第三十六条又は第三十六条の二第四項の規定による命令に違反したとき。

（施設の使用の停止等）

第三十六条 主務大臣（外国原子力船運航者については、国土交通大臣）は、原子炉施設の性能が第二十九条第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は原子炉施設の保全、原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく主務省令又は国土交通省令の規定に違反していると認めるときは、原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

(2) 罰則

許可を受けずに原子炉を設置した者をはじめ（同法77条4号。3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又は併科）、炉規法の各段階規制に反した者に対しては、罰則が設けられている。

5 実用発電用原子炉に対する適用除外

福島第一原発を含めて、実用発電用原子炉については、同法27条から29条までの規定（設計及び工事方法の認可、使用前検査、施設定期検査）の適用が除外されているため（同法73条）、設置許可を受けた以降は、電気事業法の規制を受けることになる。

炉規法73条が発電用原子炉について、炉規法27条から29条の適用を除外しているのは、「電気事業法四一条、四三条及び四七条により、その工事計画の認可、使用前検査及び定期検査を受けなければならないこととされているからであり（最高裁平成4年10月29日判決〔伊方原発最高裁判決〕）経済産業大臣という同一の規制主体による同趣旨の手続・規制の重複を避けるためである。

実用発電用原子炉に関しても、原子力基本法を頂点とする一連の原子力関係の法体系による規制に服することは当然である。

(適用除外)

第七十三条 第二十七条から第二十九条までの規定は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）及び同法に基づく命令の規定による検査又は船舶安全法（昭和八年法律第十一号）及び同法に基づく命令の規定による検査を受けるべき原子炉施設であつて実用発電用原子炉又は実用船用原子炉に係るものについては、適用しない。

第4 電気事業法

1 電気事業法の目的

電気事業法は、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする」（同法1条）。

(目的)

第一条 この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。

2 電気事業法の規制構造

(1) 電気事業の許可

電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない（同法3条1項）、発電用電気工作物の設置場所及び原動力の種類等を記載した申請書を提出しなければならない（同法4条）。

経済産業大臣は、当該申請内容を審査の上、電気事業を適格に遂行するに足りる技術的能力があること等の基準に適合していると認めるときでない限り、電気事業許可をすることができない（同法5条）。

第一節 事業の許可等

（事業の許可）

第三条 電気事業（特定規模電気事業を除く。以下この節（第五条第七号及び第十七条第一項を除く。）において同じ。）を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

三 電気事業の用に供する電気工作物に関する次の事項

イ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

（許可の基準）

第五条 経済産業大臣は、第三条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 その電気事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

(2) 技術基準に関する省令及び技術基準適合命令

ア 技術基準に関する省令制定権限

電気事業者は、事業用電気工作物（電気事業法38条3項、1項。本件に即していうと、福島第一原発の各号機を指す。）を、経済産業省令で定める技術基準（ここでいう省令のうち、原子力発電所に関するものは「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」である。以下、同省令は「技術基準省令」といい、同法39条1項の省令で定める技術基準を単に「技術基準」という。）に適合するように維持しなければならない（同法39条

1 項)。

この経済産業省令は、「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」(同条2項1号)などの基準によらなければならないとされている(同条2項各号)。この「人体に対する危害」には、「人体の機能に対する障害」が含まれており、また「物件に対する損傷」には「その物件の本来の効用を損なうこと」も含まれる(前掲「電気事業法の解説」303頁)。

イ 技術基準省令の内容

(ア) 技術基準省令について

技術基準省令は、本件事故当時には性能規定化されていた。経済産業省では、性能規定化された技術基準に定める要件を満足する技術的内容が原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)により解釈として定められ、公表されていた(「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」平成17・12・15原院第5号(以下、「技術基準省令解釈」という。))。本件事故前の最終改正は、平成23年2月24日である(平成23・02・08原院第3号)。

(イ) 耐震性について

技術基準省令は、原子炉の耐震性について、「作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない」(同省令5条1項)としている。技術基準省令解釈5条2項は、耐震性の評価に際しては、安全委員会の定める「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(耐震設計審査指針)へ適合しているか否かによって判断するものとしており、耐震設計審査指針を実質的に準用する形を取っている。

(ウ) 津波対策について

津波への耐性については、技術基準省令4条1項において、津波を含

む自然現象によって原子炉の安全性が損なわれるおそれがある場合には適切な措置を講じなければならないとされている。

また、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）は、「8. 地震随伴事象に対する考慮」として「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。」としており、上記技術基準省令5条（及び同解釈5条2項）を介して、津波対策に関する技術基準の一部を成していると理解できる。

(エ) 全交流電源喪失対策について

全交流電源喪失に対しては、「短時間の全交流電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。」（同省令33条5項）とされている。

(オ) 放射性物質の濃度に関する基準

また、人体への危害防止等の目的を達するため、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ実効線量年間1ミリシーベルト以下になるように原子力発電所において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有することを求めている（技術基準省令30条1項1号、発電用原子力設備に関する放射線による線量等の技術基準5条、線量告示9条。原告準備書面1・40頁）。

ウ 技術基準適合命令

また、経済産業大臣は、事業用電気工作物が前述の「省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はそ

の使用を制限することができる」(技術基準適合命令：同法40条)。

電気事業者が技術基準適合命令に従わなかった場合には、これに対する罰則が定められている(同法116条2号, 118条7号, 121条1号)。特に、当該事業用電気工作物が原子力発電工作物(原発)である場合には、その他の電気工作物よりも重い罰則を設けている(その他の電気工作物の場合の罰則が300万円以下の罰金のみであるのに対し、原子力発電工作物の場合は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれらの併科であり、法人に対しては3億円以下の罰金刑が科される。)

第一節 定義

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。

3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(事業用電気工作物の維持)

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。
- 二 事業用電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること。
- 三 事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

(技術基準適合命令)

第四十条 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第四十条(原子力発電工作物に係る場合に限る。)の規定による命令又は処分に違反した者

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

七 第四十条(原子力発電工作物に係る場合を除く。)の規定による命令又は処分に違反した者

(3) 工事計画及び検査

事業用電気工作物のうち、公共の安全の確保及び環境の保全の観点から特に必要なものについては、工事計画の認可・届出、及び各種検査を受けるといふ段階的な規制が行われることとされている（前掲「電気事業法の解説」345頁）。

ア 工事計画の認可等

事業用電気工作物の設置又は変更の工事を行う際は、当該工事につき、認可を受け、又は届出をしなければならない（同法47条1項、48条1項）。

設置又は変更の工事のうち、公共の安全の確保上特に重要なものについては工事計画について経済産業大臣の認可を受けなければならない（同法47条1項）。

これに違反して原子力発電工作物に関する工事をした者には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれらの併科が、法人に対しては3億円以下の罰金刑が科される（同法116条3号、121条1号。原子力発電工作物に関する同法47条1項違反は、その他の電気工作物の場合（同法118条9号）に比べて重い罰則が設けられている）。

第三款 工事計画及び検査

（工事計画）

第四十七条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときには、この限りでない。

3 主務大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その事業用電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

第四十八条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第一項の主務省令で定めるものを除く。）であつて、主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を主務大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとする

るときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

4 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 第四十七条第一項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

九 第四十七条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

第百二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十六条第二号又は第三号 三億円以下の罰金刑

イ 使用前検査及び定期検査

前述の工事計画の認可を受けて設置等する事業用電気工作物等であつて、公共の安全の確保上特に重要なものについては、経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければこれを使用してはならない（同法49条1項）。公共の安全の確保上特に重要なものについては、計画段階における技術基準適合性の確認のみならず、実際の工事についても確認する必要があるためである。対象設備は、原則として、原子力発電所に係るものとされている（同法施行規則68条）。

認可申請時に届出た計画に従つて工事が行われているか（同法49条2項1号）、技術基準に適合しないものでないか（同項2号）という観点から検査が行われ、計画段階では確認し得なかつた事項や、認可時と検査時との時間的差異により生じた変化を踏まえて、改めて技術基準適合性が検査される（前掲「電気事業法の解説」357頁以下）。

これに違反して原子力発電工作物を使用した場合、1年以下の懲役若し

くは100万円以下の罰金、又は併科がされ、法人に対しては、1億円以下の罰金刑が科される（同法117条の2第1号、121条2号。これに関しても、原子力発電工作物以外の電気工作物に関しては、罰則が軽い。）

この他、核燃料物質に対する検査（同法51条）や、格納容器等の溶接に関する検査（同法52条）も、使用前に行われる。

また、特定重要電気工作物については、技術基準適合状況確認等の検査を行うため、使用開始後においても、経済産業大臣における定期点検を受けなければならない（同法54条1項）。対象設備は原則として原子力発電所である。検査の結果、技術基準に適合しないものがあれば、技術基準適合命令が発動されることになる（前掲「電気事業法の解説」381頁）。この定期検査を拒み、妨げ、忌避した場合は、同法49条1項違反と同様の罰則が科される。

（使用前検査）

第四十九条 第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるもの（第三項において「特定事業用電気工作物」という。）は、その工事について経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであること。

二 第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

（使用前安全管理検査）

第五十条の二 第四十八条第一項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物（その工事の計画について同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないもの及び第四十九条第一項の主務省令で定めるものを除く。）であつて、主務省令で定めるものを設置する者は、主務省令で定めるところにより、その使用の開始

前に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（以下「使用前自主検査」という。）においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が第四十八条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の主務省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。

二 第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するものであること。

（定期検査）

第五十四条 特定重要電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものであつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。次項において同じ。）については、これらを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

第百十七條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十九条第一項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定に違反して電気工作物を使用した者

三 第七條第一項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

九 第四十九条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定に違反して電気工作物を使用した者

第百二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第百十七條の二（第四号に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

第5 規制主体

1 経済産業大臣

以上のとおり、原子力発電所に対する第一の規制主体は、炉規法上も電気事業法上も、経済産業大臣である。

経済産業大臣は、炉規法に基づく原子炉設置許可、電気事業法に基づく工事の認可、使用前検査、定期検査等を行うとともに、技術基準省令を定める権限、技術基準適合命令を行使する権限を有している。

(1) 原子力安全・保安院について

経済産業省には、その外局である資源エネルギー庁の特別の機関として、

原子力安全・保安院が設置されている（経済産業省設置法 21 条 1 項）。保安院は、原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関であり（同条 2 項）、発電用原子力施設に対する規制及び安全の確保等に関する事務を司っている（同条 3 項、4 条 5 8 号）。

(2) 独立行政法人原子力安全基盤機構

実用発電用原子炉等、経済産業大臣所管の原子炉に関する使用前検査（炉機 28 条）、及び施設定期検査（同法 29 条）、及び電気事業法の定める原子力発電所に対する使用前検査（同法 49 条）、及び定期検査（同法 54 条）については、本来経済産業大臣がその規制を行うものであるが、これらの検査の一部は独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）に行わせるものとされている（炉規法 28 条 3 項、16 条の 3 第 3 項、29 条 3 項、16 条の 5 第 3 項、電気事業法 49 条 3 項、同法 54 条 2 項）。

これを受け、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的として（独立行政法人原子力安全基盤機構法 4 条）、独立行政法人原子力安全基盤機構が設置された。

JNES は、原子炉の検査等をその業務としており（同法 13 条 1 項）、立入検査等を行う権限を有している（同条 2 項）。経済産業大臣は、JNES に対して必要な措置を求めることもでき（同法 16 条）、JNES は検査の一部を行ったときは、遅滞なく経済産業大臣に通知しなければならない（炉規法 16 条の 3 第 4 項、16 条の 5 第 4 項、電気事業法 49 条 4 項、54 条 3 項）。

原子炉等規制法

（使用前検査）

第十六条の三

3 経済産業大臣は、第一項の検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

(施設定期検査)

第十六条の五

3 経済産業大臣は、第一項の検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

(使用前検査)

第二十八条

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係るものに限る。）について準用する。

(施設定期検査)

第二十九条

3 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係るものに限る。）について準用する。

電気事業法

(使用前検査)

第四十九条

3 経済産業大臣は、第一項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものが前項各号のいずれにも適合しているかどうかの検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

(定期検査)

第五十四条

2 経済産業大臣は、前項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものについての検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

独立行政法人原子力安全基盤機構法

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人原子力安全基盤機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）は、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務を行うこと。
- 二 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 原子炉等規制法第六十八条第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去
- 二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第七十七条第一項から第三項までの規定による立入検査

(特に必要がある場合の経済産業大臣の要求)

第十六条 経済産業大臣は、原子炉施設の安全な使用に支障を及ぼすおそれが生じた場合その他の場合において、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 原子力安全委員会

(1) 原子力安全委員会の設置

原子力基本法4条は、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に、原子力安全委員会を設置するとしている。

これを受けて原子力委員会及び原子力安全委員会設置法が制定された。なお、原子力安全委員会は1978年に原子力委員会から分離する形で設置されたものである。

原子力基本法

(設置)

第四条 原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。

(任務)

第五条

2 原子力安全委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

原子力委員会及び原子力安全委員会設置法

(目的及び設置)

第一条 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。

(2) 原子力安全委員会の権限

ア 所掌事務等

原子力安全委員会は、原子炉の安全の確保のための規制等についての企画、審議、及び決定事務を所掌している（同法13条1項）。また、所掌事務について必要な場合は、関係行政機関の長に対して、報告、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができ（同法25条）、内閣総理大臣を通じて、勧告することもできる（同法24条）。

原子力委員会及び原子力安全委員会設置法

（所掌事務）

第十三条 原子力安全委員会（以下この章において「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること。
- 二 核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のための規制に関すること。
- 三 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。
- 四 放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関すること。
- 五 第一号から第三号までに掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項のうち、安全の確保のための規制に係るものに関すること。

2 委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十六条の二第一項の規定により受けた申告について調査し、関係行政機関の長に対して必要な措置を講ずることを勧告することができる。

（勧告）

第二十四条 原子力委員会又は原子力安全委員会は、第二条各号又は第十三条第一項各号に掲げる所掌事務について必要があると認めるときは、それぞれ、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

（報告等）

第二十五条 原子力委員会又は原子力安全委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

イ 原子炉設置許可基準の適用に関する意見及び審査指針の策定（炉規法24条2項）

経済産業大臣は、同法24条1項3号のうち技術的能力に係る部分に関する基準及び4号に規定する基準の適用については、あらかじめ、原子力

安全委員会の意見を聴かなければならない(いわゆる2次審査。同条2項)。

原子力安全委員会は、同項に基づく意見を述べるための基準として、各審査指針を定めている(本件に関連するものとしては、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」がある)。これらの指針は、炉規法、電気事業法上の規制における直接的な基準となるものではないが、2次審査において原子炉安全委員会が拠り所とするものであることから、経済産業大臣の行う各段階規制(いわゆる1次審査)においても、事実上、基準になっている。実際、1次審査を担う経済産業省内の機関である原子力安全・保安院は、技術基準省令解釈において、しばしば技術基準への適合性判断において指針を準用している。

ウ 調査権限等

平成14年に発覚した被告東京電力による原発検査記録の不正事案を受け、炉規法73条により適用除外とされている部分についても安全委員会への報告対象の範囲に含める等することにより、経産省と安全委員会のダブルチェック体制がとられることとなった。

経済産業大臣は、四半期ごとに、電気事業法に基づく原子力発電工作物に係る認可、検査及び審査の実施状況について原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、原子力発電工作物に係る保安の確保のために必要な措置を講ずるものとされている(同法107条の3)。

また、原子力安全委員会は、経済産業大臣から受けた報告に係る事項について、原子力発電工作物の設置者に対して調査を行うことができる(同法107条の4)。

(原子力安全委員会への報告等)

第七十条の三 経済産業大臣は、四半期ごとに、第四十七条第一項及び第二項、第四十九条第一項、第五十条の二第三項、第五十一条第一項及び第三項、第五十二条第三項、第五十四条第一項並びに第五十五条第四項の規定による原子力発電工作物に係る認可、検査及び審査の当該四半期の前四半期の実施状況について原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、原子力発電工作物に係る保安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(原子力安全委員会による調査への協力)

第七十条の四 原子力発電工作物を設置する者又は原子力発電工作物の保守点検を行う事業者は、原子力安全委員会が前条第一項又は第二項の規定に基づく報告に係る事項について調査を行う場合においては、当該調査に協力しなければならない。

第6 被告国には裁量の余地がないこと

1 設置許可処分に関する最高裁判決

設置許可処分に関する行政訴訟についてはあるが、最高裁は、本件においても参考とされるべき二つの判決をしている。

(1) 平成4年10月29日判決（伊方原発訴訟判決）

この事件において、最高裁は、炉規法24条1項4号について、同号は「原子炉設置許可の基準として、原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることと規定しているが、それは、原子炉施設の安全性に関する審査が、後述のとおり、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づいてされる必要がある上、科学技術は不断に進歩、発展しているのであるから、原子炉施設の安全性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるのみならず、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適当ではないとの見解に基づくものと考えられ、右見解は十分に首肯しうる」と述べる。

さらに、炉規法24条1項3号及び4号について、「原子炉設置の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、

原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすことおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあると解される。」と述べている。

(2) 平成4年9月22日判決（もんじゅ訴訟判決）

この事件において、原子炉設置基準として炉規法24条1項3号及び4号が設けられた趣旨について、「原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射性によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。」と述べている。

この部分に続いて、最高裁は、「同法24条1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には、重

大な原子力事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子力事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。右の3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべき趣旨を含むと解するのが相当である。」と述べている。

(3) 各最高裁判決が明らかにしたこと

これらの二つの判決で最高裁が明らかにしているのは、まず、炉規法24条1項3号及び4号が設けられた趣旨、及び各号が考慮している被害の性質等からすれば、これらの条項は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護するのではなく、住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益として保護する趣旨であるという点である。最高裁は、炉規法24条1項3号及び4号が、住民各人の個別的利益を保護する趣旨であることを明言している。

次に、炉規法24条1項に定められた国の規制権限は、原子力発電所の事故が万が一にも起こらないようにするために、科学的、専門技術的見地から行使されなければならないということも明らかにしている。そして、この科学的専門技術的見地については、伊方訴訟判決が、「原子炉施設の安全性に関する審査が、後述のとおり、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専

門技術的知見に基づいてされる必要がある上、科学技術は普段に進歩、発展しているのであるから、原子炉施設の安全性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるのみならず、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適当ではないとの見解に基づくものと考えられ、右見解は十分に首肯しうる」と述べていることからすれば、①多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づいてされる必要があり、かつ、科学技術は普段に進歩、発展しているのであるから、②原子炉施設の安全性に関する基準は最新の科学技術水準への即応していなければならないと述べていると理解できる。

2 法は住民の生命・身体や財産などの個別的利益を保護していること

実用発電用原子炉の設置許可に関する炉規法24条1項3号及び4号の規定が、個々人の生命、身体や財産という個別的利益を直接保護する趣旨であることは、上記のとおりである。

設置許可の後に関する実用発電用原子炉についての規制の根拠となるのは、電気事業法39条及び40条である。同法39条1項に基づいて定められる技術基準省令は、「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」という基準を満たさなければならないと明示しているが（同条2項1号）、このことは、この法令が、個人の生命、身体及び財産等の個別的利益を直接保護しようとする趣旨であることを明らかにしているというべきである。また、もんじゅ訴訟判決が、炉規法24条1項3号4号について述べた「被害の性質」は、電気事業法39条及び40条の適用場面においても異なるところはない。さらに、炉規法24条1項3号4号の趣旨の根拠として同判決や伊方訴訟判決が述べたのは、「原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないとき」は「深刻な災害を引き起こす」ということであって、ここに述べた趣旨は、「設置」時点に関する炉規法24条のみならず、電気事業法39条及び40条の適用場面である「運転」を含む設置以

降の場面、原子炉施設の安全性確保の場面にも当てはまる。

したがって、電気事業法39条及び40条も、また、個々人の生命、身体の安全、財産という個別的利益を保護する趣旨であることは明白である。

上記のとおり、原子力政策に関する基本法である原子力基本法は、「安全の確保を旨として」原子力の研究、開発利用を行わなければならないと定め（同法2条1項）、本件事故後に追加された同条2項では、この「安全の確保」について、「確立された国際的な基準を踏まえ」、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」に資することを目的として行うこととし、その趣旨を明確にしている。これは、原子力基本法の下にある、炉規法や電気事業法などが、個々人の権利利益を直接の保護対象としていることを確認的に明らかにした趣旨であるというべきである。

3 万が一にも事故が起こらないよう規制権限を行使すべきであること

伊方訴訟判決やもんじゅ訴訟判決が述べたように、ひとたび原子力発電所において事故が発生すれば、「原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射性によって汚染するなど、深刻」かつ不可逆的な被害を引き起こす。また、原子力災害の性質上、その影響は長く続く。このような事故を発生させてはならないことは、原子力発電所の設置の場面に限定されるものではなく、設計から建設、運転、廃炉に至る全ての場面において同様である。したがって、国は、電気事業法39条及び40条の適用場面も含む全ての場面において、万が一にも事故が発生しないように規制権限を行使しなければならない。

加えて、この規制権限は、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づいて行使されなければならない。また、科学技術は不断に進歩、発展しているのであるから、原子炉施設の安全性に関する基準は最新の科学技術水準に即応して行使されなければならない。そのため、国は、国際的な規制の在り方等も含め、自ら積極的に情報収集等を行った上で、規制権限を行使す

べき責務を負っているというべきである。本件事故後に追加された原子力基本法2条2項が、「安全の確保」について、「確立された国際的な基準を踏まえ」と規定したのは、このような趣旨を確認的に明らかにしたものと評価すべきである。

4 被告国には裁量の余地がない

このように、被告国は、個々人の権利利益を直接保護するために、万が一にも事故が起こらないようにするという観点から、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づき、かつ、最新の科学技術水準に即応して、すなわち適時かつ適切に規制権限を行使しなければならないのであって、その意味で被告国に裁量の余地はない。

以 上